

キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）

平成 27 年 4 月 10 日拡充

有期契約労働者、又は派遣労働者を直接雇用する制度を規定し、実際に正規雇用等転換した場合受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 社会保険に加入している事業所（加入義務がある場合）
- ☑ **就業規則等に有期契約労働者又は派遣労働者を直接雇用する制度を新たに規定し労働基準監督署に届出する事業所**
- ☑ **正規雇用等への転換日前までにキャリアアップ計画を作成し届け出する事業所**
- ☑ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額

- ① 有期雇用 → **正規雇用**
50 万円(40万円)
- ② 有期雇用 → **無期雇用**
20 万円(15万円)
- ③ 無期雇用 → **正規雇用**
30 万円(25万円)

※カッコ内は大企業

《1年度1事業所あたり15人まで》

◎ 対象労働者に「母子家庭の母等または父子家庭の父の場合」
1人あたり①10万円、②5万円、③5万円を加算します
派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合

1人あたり **30** 万円を加算します



☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆ © 2011-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved